

公募型プロポーザル方式による受託者公募に関する公告

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。
当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和4年9月16日

銚田市長 岸田 一夫



記

1 委託業務内容等

- (1) 業務名 銚田市戸籍総合システム更新業務
- (2) 業務内容 別紙「銚田市戸籍総合システム更新事業事業者選定プロポーザル実施要領」による。
- (3) 履行期間 契約締結の翌日から令和10年8月31日まで
- (4) 担当部局 銚田市 総務部 市民課
〒311-1592 銚田市銚田1444番地1
電話 0291-36-7157 FAX 0291-32-2128

2 参加者の資格に関する事項

当プロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての要件を満たすこととする。

- ア 令和3・4年度銚田市物品納入・役務の提供等入札参加資格を有すること。
- イ 茨城県又は茨城県内市町村の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ウ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- エ 破産法の規定に基づく破産の申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立ておよび民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。
- オ 当該業務を円滑に遂行するために必要な組織、人員、資金等の経営基盤を有する者で、かつ、過去において国又は地方公共団体等と本業務と同等もしくは類似した業務実績があること。
- カ 銚田市暴力団排除条例（平成23年銚田市条例第13号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- キ 一般社団法人日本情報経済社会推進協会からプライバシーマーク及びISMS（ISO

27001：情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けていること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

別に定める選定委員会において、(2)の評価基準により、企画提案内容について審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

なお、審査内容は非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案を特定するための評価項目

評価項目	
業務実施方針及び手法	①事業の趣旨や内容の理解度，実施への意欲
	②実施方針や実施手法の妥当性や効果
	③提案内容の実現性
	④見積額の妥当性
工程計画及び実施体制	⑤作業スケジュールの妥当性
	⑥事業推進体制の妥当性
会社の業務実績	⑦過去に実施した類似業務や経験，ノウハウの実績

4 手続き等に関する事項

(1) 担当部局 銚田市総務部市民課

〒311-1592 銚田市銚田 1444-1

電話：0291-36-7157 FAX：0291-32-2128

(2) 公募に関する要領等の交付

ア 交付期間 令和4年9月16日(金)から令和4年9月21日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く)。

イ 交付先 〒311-1592 銚田市銚田 1444-1

銚田市総務部市民課

ウ 交付方法 イにおいて直接交付する、または銚田市公式ホームページからダウンロードすること。(https://www.city.hokota.lg.jp)

なお、直接交付を希望する場合は、(1)担当部局あて事前に連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限等

ア 提出期限 令和4年10月19日(水)午後5時必着

イ 提出先 担当部局に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送(送付記録が残るものに限る。)

5 その他

(1) 書類の作成に用いる言語及び通貨は、日本語及び日本円とすること。

- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書は返却しない。
- (3) 提出期限後の提出書類の変更，差替え，再提出は認めない。
- (4) 企画提案書に虚偽の記載をした場合には，企画提案書を無効にするとともに，不利益処分を行うことがある。
- (5) 企画提案の審査は，提出された内容に基づいて行うが，採用決定後，企画提案内容をそのまま委託するとは限らない。また，委託金額については，採用決定後，見積り合わせにより別途決定する。
- (6) その他詳細は実施要領による。